

◎新潟県告示第1302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年12月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白根安田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市論瀬字吉和田6492番3から	新	18.0～36.0メートル	59.0メートル
同市論瀬字吉和田6483番3まで	旧	18.0～36.0メートル	59.0メートル

備考 路線の重用

全区間県道新潟五泉間瀬線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市論瀬字吉和田6483番3から	新	18.0～36.0メートル	59.0メートル
同市論瀬字吉和田6492番3まで	旧	18.0～36.0メートル	59.0メートル

備考 路線の重用

全区間県道白根安田線と重用